

第18回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

連 結 注 記 表

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

個 別 注 記 表

(2016年6月1日から2017年5月31日まで)

株式会社レノバ

上記の事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.renovainc.jp/ir/meeting>) に掲載することにより株主の皆様にご提供しております。

連結株主資本等変動計算書

(2016年6月1日から
2017年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,660,250	1,638,873	853,371	4,152,494
当期変動額				
新株の発行	293,191	293,191		586,383
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	8,778	—	8,778
持分法の適用範囲の変動	—	—	35,832	35,832
親会社株主に帰属する当期純利益			2,023,688	2,023,688
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	293,191	301,969	2,059,520	2,654,681
当期末残高	1,953,441	1,940,842	2,912,892	6,807,176

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△198,545	23,249	△175,296	1,157,652	5,134,850
当期変動額					
新株の発行					586,383
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	—	—	—	8,778
持分法の適用範囲の変動	—	—	—	—	35,832
親会社株主に帰属する当期純利益					2,023,688
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	120,819	△39,134	81,684	△386,822	△305,137
当期変動額合計	120,819	△39,134	81,684	△386,822	2,349,543
当期末残高	△77,726	△15,885	△93,612	770,830	7,484,394

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 9社
- ・ 主要な連結子会社の名称 株式会社水郷潮来ソーラー、株式会社富津ソーラー、株式会社菊川石山ソーラー、株式会社菊川堀之内谷ソーラー、九重ソーラー匿名組合事業、那須塩原ソーラー匿名組合事業、大津ソーラー匿名組合事業、瑞諾華股份有限公司、株式会社レノバ・アセット・マネジメント

前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社エコスファクトリー、株式会社グリーンループ及び株式会社日泉は、当連結会計年度において全ての株式を譲渡したため、連結の範囲から除外しています。

当連結会計年度において、大津ソーラー匿名組合事業の持分を追加取得したことにより、持分法適用の関連会社から、連結の範囲に含めています。

② 非連結子会社の状況

- ・ 主要な非連結子会社の名称 合同会社菊川石山ソーラーエステート、合同会社菊川堀之内谷ソーラーエステート、合同会社四日市ソーラー、合同会社人吉ソーラー、合同会社九重第二ソーラー、合同会社那須烏山ソーラー、株式会社はこだて恵山地熱
- ・ 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しています。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・ 持分法適用の関連会社数 3社
- ・ 主要な会社等の名称 軽米西ソーラー匿名組合事業、軽米東ソーラー匿名組合事業、ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社

福海風力発電股份有限公司については実質的な影響力が認められなくなったため、また、富士見ソーラー匿名組合事業については清算したため、当連結会計年度より持分法適用の範囲から除外しています。

当連結会計年度において、軽米東ソーラー匿名組合事業に出資したため、持分法適用の関連会社に含まれています。

当連結会計年度において、大津ソーラー匿名組合事業の持分を追加取得したことにより、持分法適用の関連会社から除外しています。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 主要な会社等の名称 合同会社菊川石山ソーラーエステート、合同会社菊川堀之内谷ソーラーエステート、合同会社四日市ソーラー、合同会社人吉ソーラー、合同会社九重第二ソーラー、合同会社那須烏山ソーラー、株式会社はこだて恵山地熱、福島復興風力株式会社
- ・ 持分法を適用しない理由 各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用の範囲から除外しています。

③ 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しています。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社水郷潮来ソーラー、株式会社富津ソーラー、株式会社菊川石山ソーラー、株式会社菊川堀之内谷ソーラー、九重ソーラー匿名組合事業、那須塩原ソーラー匿名組合事業、大津ソーラー匿名組合事業及び瑞諾華股份有限公司の決算日は3月31日です。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を作成し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しています。

(4) のれんの償却に関する事項

のれんは、投資効果の発現する期間（20年以内）で均等償却を行っています。ただし、金額僅少の場合は一括償却しています。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

- イ. 子会社株式（持分法非適用の非連結子会社株式）及び関連会社株式
移動平均法による原価法
ただし、匿名組合出資金は個別法によっています。詳細は、「⑤二. 匿名組合出資金の会計処理」に記載しています。
- ロ. その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法
- ハ. たな卸資産
仕掛品
個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
貯蔵品
先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ニ. デリバティブ
時価法
ただし、金利スワップについて、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しています。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

主に定額法によっています。

ただし、「再生可能エネルギー開発・運営事業」においては主に定率法によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 3年～40年

機械装置及び運搬具 6年～22年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法によっています。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しています。

③ 重要な引当金の計上基準

・貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

・投資損失引当金

投資に対する損失に備えるため、投資先の実情を勘案の上、必要と認められる額を計上しています。

・賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しています。

・特別修繕引当金

再生可能エネルギー発電設備に係る修繕に備えるため、将来の修繕見込額に基づき計上しています。

④ 重要なヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっています。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理によっています。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 繰延資産の処理方法

開業費

5年間で均等償却しています。

ロ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に計上しています。

ハ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

二. 匿名組合出資金の会計処理

匿名組合出資を行うに際して、匿名組合の財産の持分相当額を投資その他の資産の「その他の関係会社有価証券」として計上しています。匿名組合への出資時に当該資産科目に計上しています。

ホ. 連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、連結納税制度を適用しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 2016年3月28日)を当連結会計年度から適用しています。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金	5,128,167千円
売掛金	653,643千円
建物及び構築物	3,702,698千円
機械装置及び運搬具	26,435,008千円
土地	1,450,779千円
有形固定資産 その他	5,694千円
無形固定資産 その他	743,962千円
関係会社株式	634,891千円
その他の関係会社有価証券	753,337千円
計	39,508,183千円

上記の資産に加えて、子会社株式3,549,755千円を担保に供しています。

② 担保に係る債務

1年内返済予定のノンリコース長期借入金	2,010,217千円
ノンリコース長期借入金	32,486,950千円
計	34,497,167千円

上記の他、持分法適用会社である軽米西ソーラー匿名組合事業、軽米東ソーラー匿名組合事業及びユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社において、22,088,233千円の借入を行っています。

(2) 保証債務等

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し、株主サポート契約またはスポンサーサポート契約を差し入れて
います。

軽米西ソーラー匿名組合事業	7,560,000千円
ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社	9,422,033千円
計	16,982,033千円

(3) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

運転資金等の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しています。
この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	35,865,167千円
借入実行残高	35,505,167千円
借入未実行残高	360,000千円

(4) 財務制限条項

① 株式会社レノバ

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金620,000千円（うち1年以内返済予定の
長期借入金200,000千円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- イ. 2014年5月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の貸借対照表における純資産の部（資
本の部）の金額を前年同期比または2013年5月に終了する決算期の末日のいずれか大きい方の75%以上
に維持すること。
- ロ. 2014年5月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の損益計算書において、経常損益を損
失としないこと。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金360,000千円（うち1年以内返済予定の
長期借入金80,000千円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- イ. 各事業年度の決算期末日における単体の損益計算書において、経常損益を損失としないこと。
- ロ. 各事業年度の決算期末日における単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、前事業年度の決算
期の末日又は2015年5月期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%未満としない
こと。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金600,000千円（うち1年以内返済予定の
長期借入金一千円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- イ. 2017年5月期以降の各決算期の末日における連結の損益計算書に示される経常損益について、2期連続
で経常損失を計上しないこと。
- ロ. 2017年5月期以降の各決算期の末日における連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、前年
同期比又は2016年5月期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%未満としないこ
と。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金348,000千円（うち1年以内返済予定の長期借入金87,000千円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- イ. 2015年5月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を2014年5月決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ロ. 2015年5月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金1,500,000千円（うち1年以内返済予定の長期借入金300,000千円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- イ. 2017年5月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を直近の事業年度末日における株式会社レノバ単体の貸借対照表における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ロ. 2017年5月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の損益計算書に示される経常損益について、2期連続で経常損失を計上しないこと。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金630,000千円（うち1年以内返済予定の長期借入金140,000千円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- イ. 2017年5月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の損益計算書において、以下のインタレストカバレッジレシオが1以下とならないこと。
インタレストカバレッジレシオ=(営業利益+受取利息)÷支払利息
- ロ. 2017年5月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の貸借対照表における総負債の金額が総資産の金額を上回らないこと。
- ハ. 2017年5月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の損益計算書に示される当期純損益について、2期連続で当期純損失を計上しないこと。

② 株式会社水郷潮来ソーラー

連結子会社の株式会社水郷潮来ソーラーが締結しているシンジケートローン契約によるノンリコース長期借入金2,997,772千円（うち1年内返済予定のノンリコース長期借入金203,797千円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

2013年3月以降「シニアローン最終返済期日」が属する「事業半期」までの期間において、当該時点の前々「事業半期」及び直前の「事業半期」、並びに当該時点の属する「事業半期」及び翌「事業半期」に係る、それぞれ2「事業半期」通期の「シニアDSCR」（前々「事業半期」及び直前の「事業半期」については実績値、翌「事業半期」については、当該時点までの実績値を加味した「年間事業計画」に基づく予測値とする。）のいずれかが1.10を下回ることが判明した場合には、速やかに当該事項を「エージェント」に通知の上、改善計画を「エージェント」に対して提出すること。

③ 株式会社富津ソーラー

連結子会社の株式会社富津ソーラーが締結しているシンジケートローン契約によるノンリコース長期借入金9,360,372千円（うち1年内返済予定のノンリコース長期借入金557,533千円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

2013年3月以降「シニアローン最終返済期日」が属する「事業半期」までの期間において、当該時点の前々「事業半期」及び直前の「事業半期」、並びに当該時点の属する「事業半期」及び翌「事業半期」に係る、それぞれ2「事業半期」通期の「シニアDSCR」（前々「事業半期」及び直前の「事業半期」については実績値、翌「事業半期」については「長期事業計画」に基づく予測値とし、当該時点の属する「事業年度」については、当該時点までの実績値を加味した「年間事業計画」に基づく予測値とする。）のいずれかが1.10を下回ることが判明した場合には、速やかに当該事項を「エージェント」に通知の上、改善計画を「エージェント」に対して提出すること。

④ 株式会社菊川石山ソーラー

連結子会社の株式会社菊川石山ソーラーが締結しているシンジケートローン契約によるノンリコース長期借入金2,156,000千円（うち1年内返済予定のノンリコース長期借入金137,000千円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

単年度事業計画書又は長期事業計画書に基づいた2014年3月末日以降の各DSCR計算基準日の翌日以降の翌12ヶ月間における計画DSCRを1.1以上に維持すること、及び2015年6月末日以降の各DSCR計算基準日当日までの直前12ヶ月間（但し、プロジェクト完工日から12ヶ月後の応当日（当日を含まない。）までの期間においては、タームローン引出可能期間終了日からその直後に到来するDSCR計算基準日までの期間）における実績DSCRを1.1以上に維持すること。

⑤ 株式会社菊川堀之内谷ソーラー

連結子会社の株式会社菊川堀之内谷ソーラーが締結しているシンジケートローン契約によるノンリコース長期借入金1,698,000千円（うち1年内返済予定のノンリコース長期借入金108,000千円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

単年度事業計画書又は長期事業計画書に基づいた2014年3月末日以降の各DSCR計算基準日の翌日以降の翌12ヶ月間における計画DSCRを1.1以上に維持すること、及び2015年6月末日以降の各DSCR計算基準日当日までの直前12ヶ月間（但し、プロジェクト完工日から12ヶ月後の応当日（当日を含まない。）までの期間においては、タームローン引出可能期間終了日からその直後に到来するDSCR計算基準日までの期間）における実績DSCRを1.1以上に維持すること。

⑥ 九重ソーラー匿名組合事業

連結子会社の九重ソーラー匿名組合事業が締結しているシンジケートローン契約によるノンリコース長期借入金6,470,022千円（うち1年内返済予定のノンリコース長期借入金373,885千円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

九重ソーラー匿名組合事業の単年度事業計画書又は長期事業計画書に基づいた2014年3月末日以降の各DSCR計算基準日の翌日以降の翌12ヶ月間における計画DSCRを1.1以上に維持すること、及び2015年6月末日以降の各DSCR計算基準日当日までの直前12ヶ月間（但し、プロジェクト完工日から12ヶ月後の応当日（当日を含まない。）までの期間においては、タムローン引出可能期間終了日からその直後に到来するDSCR計算基準日までの期間）における実績DSCRを1.1以上に維持すること。

⑦ 那須塩原ソーラー匿名組合事業

連結子会社の那須塩原ソーラー匿名組合事業が締結しているシンジケートローン契約によるノンリコース長期借入金6,550,000千円（うち1年内返済予定のノンリコース長期借入金371,000千円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

単年度事業計画書又は長期事業計画書に基づいた2015年9月末日以降の各DSCR計算基準日の翌日以降の翌12ヶ月間における計画DSCRを1.1以上に維持すること、及び2015年9月末日以降の各DSCR計算基準日当日までの直前12ヶ月間（但し、プロジェクト完工日から12ヶ月後の応当日（当日を含まない。）までの期間においては、タムローン引出可能期間終了日からその直後に到来するDSCR計算基準日までの期間）における実績DSCRを1.05以上に維持すること。

⑧ 大津ソーラー匿名組合事業

連結子会社の大津ソーラー匿名組合事業が締結しているシンジケートローン契約によるノンリコース長期借入金5,265,000千円（うち1年内返済予定のノンリコース長期借入金259,000千円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

単年度事業計画書又は長期事業計画書に基づいた2016年3月末日以降の各DSCR計算基準日の翌日以降の翌12ヶ月間における計画DSCRを1.1以上に維持すること、及び2016年3月末日以降の各DSCR計算基準日当日までの直前12ヶ月間（但し、プロジェクト完工日から12ヶ月後の応当日（当日を含まない。）までの期間においては、タムローン引出可能期間終了日からその直後に到来するDSCR計算基準日までの期間）における実績DSCRを1.05以上に維持すること。

6. 連結損益計算書に関する注記

（事業整理損の内容）

当連結会計年度において、一部の初期検討開発案件に関連して当社が計上している資産に対して、調査検討に伴い事業化の成功確度が相当程度低いと判断して、必要と認められる評価損や引当金を特別損失の事業整理損として計上しました。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	4,377,700株	14,005,400株	一株	18,383,100株

- (注) 1. 2016年12月16日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っています。
 2. 普通株式の発行済株式総数の増加は、新株予約権の行使による増加10,200株、株式分割による増加13,163,700株、公募増資による増加650,000株、オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資による増加181,500株です。

(2) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

[株式会社レノバ]

内 訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)			
		当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
第 8 回 2006年11月30日付与	普通株式	52,500	157,500	210,000	—
第 9 回 2006年11月30日付与	普通株式	10,200	30,600	40,800	—
第 10 回 2006年12月28日付与	普通株式	4,000	12,000	16,000	—
第 11 回 2008年 3月 7日付与	普通株式	20,000	60,000	—	80,000
第 12 回 2008年 7月14日付与	普通株式	3,000	9,000	—	12,000
第 13 回 2009年 2月18日付与	普通株式	5,000	15,000	20,000	—
第 14 回 2010年 2月19日付与	普通株式	3,000	9,000	12,000	—
第 15 回 2010年 8月12日付与	普通株式	5,000	15,000	20,000	—
第 16 回 2011年 2月26日付与	普通株式	8,000	24,000	—	32,000
第 18 回 2012年 7月24日付与	普通株式	20,000	60,000	—	80,000
第 19 回 2013年 2月27日付与	普通株式	16,000	48,000	44,000	20,000
第 20 回 2014年 4月30日付与	普通株式	28,000	84,000	64,000	48,000

内 訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)			
		当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
第 21 回 2014年4月30日付与	普通株式	21,000	63,000	—	84,000
第 22 回 2014年7月30日付与	普通株式	20,000	60,000	20,000	60,000
第 23 回 2015年8月29日付与	普通株式	35,000	105,000	—	140,000
第 24 回 2015年10月27日付与	普通株式	8,500	25,500	—	34,000
第 25 回 2016年1月27日付与	普通株式	63,000	189,000	40,000	212,000
第 26 回 2016年9月27日付与	普通株式	—	460,400	26,000	434,400
第 27 回 2016年10月8日付与	普通株式	—	379,600	13,200	366,400
合 計		322,200	1,806,600	526,000	1,602,800

- (注) 1. 権利行使期間の初日が到来していないものについては除いています。
2. 2016年12月16日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っています。
3. 新株予約権の増加には、株式分割による増加966,600株を含んでいます。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しています。借入金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資（長期）です。

変動金利の借入金については、その一部について、金利変動リスクをヘッジするために金利スワップ取引を行っており、繰延ヘッジ処理または金利スワップの特例処理を適用しています。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程に沿ってリスク低減を図っています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2017年5月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていません（(注) 3. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (注) 1	時 価 (注) 1	差 額
(1) 現金及び預金	12,896,663千円	12,896,663千円	—千円
(2) 売掛金	911,358	911,358	—
(3) 短期借入金	(300,000)	(300,000)	—
(4) 1年内返済予定の長期借入金	(1,375,484)	(1,375,484)	—
(5) 1年内返済予定のノンリコース長期借入金	(2,010,217)	(2,010,217)	—
(6) 長期借入金	(4,231,909)	(4,206,911)	△24,997
(7) ノンリコース長期借入金	(32,486,950)	(34,035,850)	1,548,899
(8) デリバティブ取引	(1,266,234)	(1,266,234)	—

(注) 1. 負債に計上されているものについては、() で示しています。また、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しています。

2. 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 短期借入金、(4) 1年内返済予定の長期借入金、(5) 1年内返済予定のノンリコース長期借入金

同一の残存期間で同条件の借入を行う場合に想定される金利を用いて、元利金の合計額を割り引く方法によって時価を見積もった結果、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6) 長期借入金、(7) ノンリコース長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される金利で割り引いて算出する方法によっています。変動金利による借入金の一部については金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(8)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる金利で割り引いて算出する方法によっています。

(8) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しています。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は当該借入金の時価に含めて記載しています（上記(6)、(7)参照）。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	当連結会計年度 (2017年5月31日)
関係会社株式	674,801千円
その他の関係会社有価証券	753,337千円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

9. 企業結合に関する注記

事業分離

1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

ヴェオリア・ジャパン株式会社

(2) 分離した事業の内容

プラスチックリサイクル事業

(3) 事業分離を行った主な理由

当社グループは過去に、「再生可能エネルギー事業」、「プラスチックリサイクル事業」及び「環境ソリューション事業」の3つの事業セグメントに経営資源を投入し、事業を推進してまいりました。

当社グループは昨今、「日本とアジアにおけるエネルギー変革のリーディング・カンパニーとなること」を新たなビジョンとして経営方針の中心に据えました。成長著しい再生可能エネルギーの発電及び開発運営事業をコア事業とみなし、今後は再生可能エネルギー関連事業に経営資源を集中的に投下する方針です。

この新たな経営方針のもとで、前連結会計年度において、「環境ソリューション事業」を「再生可能エネルギー開発・運営事業」に統合し、再生可能エネルギー関連事業の強化を図りました。

また、2016年7月において、これまで当社グループ内で「プラスチックリサイクル事業」を担っていた当社連結子会社である株式会社エコスファクトリー、株式会社グリーンループ及び株式会社日泉について、当社が保有する全株式を譲渡し、「プラスチックリサイクル事業」を事業分離することを決定しました。「プラスチックリサイクル事業」をより専門性のある企業グループに譲渡し、当社グループは再生可能エネルギー関連事業に特化することで、当社グループの更なる成長を達成し、株式価値の増大を図ってまいります。

(4) 事業分離日

株式会社エコスファクトリー：2016年8月30日

株式会社グリーンループ：2016年8月31日

株式会社日泉：2016年8月30日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

関係会社株式売却益 2,350,788千円

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	1,432,517千円
固定資産	3,116,901
資産合計	<u>4,549,418</u>
流動負債	1,058,529
固定負債	<u>2,200,738</u>
負債合計	<u>3,259,268</u>

(3) 会計処理

移転した「プラスチックリサイクル事業」に関する投資は清算されたものとみて、移転したことにより受け取った対価となる財産の時価と、移転した事業に係る株主資本相当額との差額を移転損益として認識していません。

3. 分離した事業が含まれていた報告セグメント

プラスチックリサイクル事業

4. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高	1,140,150千円
営業利益	94,726

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 大津ソーラー匿名組合事業
事業の内容 再生可能エネルギー発電事業

(2) 企業結合を行った主な理由

大津ソーラー匿名組合事業への影響力を高めることにより、当社グループ全体の企業価値向上を図ることを主たる目的としています。

(3) 企業結合日

2017年3月31日（みなし取得日）

(4) 企業結合の法的形式

匿名組合出資持分の取得

(5) 結合後企業の名称

大津ソーラー匿名組合事業

(6) 取得した持分比率

追加取得前の持分比率	38.0%
追加取得した持分比率	62.0%
追加取得後の持分比率	100.0%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として匿名組合出資持分を取得したためです。

2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

決算日をみなし取得日としているため、連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間はありません。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
- | | | |
|-------|----|-----------|
| 取得の対価 | 現金 | 643,169千円 |
| 取得原価 | | 643,169 |
4. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額
段階取得に係る差益 208,595千円
5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
- (1) 発生したのれん
333,417千円
- (2) 発生原因
主として、今後の事業展開によって期待される超過収益力です。
- (3) 償却方法及び償却期間
19年間にわたる均等償却
6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
- | | |
|------|------------|
| 流動資産 | 571,956千円 |
| 固定資産 | 5,637,594 |
| 繰延資産 | 287,983 |
| 資産合計 | 6,497,534 |
| 流動負債 | △328,144 |
| 固定負債 | △5,465,436 |
| 負債合計 | △5,793,581 |
7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法
- | | |
|-----------------|-----------|
| 売上高 | 693,208千円 |
| 営業利益 | 200,097 |
| 経常利益 | △13,938 |
| 税金等調整前当期純利益 | △11,840 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | △11,840 |
| 1株当たり当期純利益 | △0.67円 |
- (概算額の算定方法)
- 企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としています。
- なお、当該注記は監査証明を受けていません。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 365円20銭
(2) 1株当たりの当期純利益 114円03銭

(注) 1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益は、当連結会計年度に行いました株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しています。

11. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2017年7月6日開催の取締役会において、2017年7月7日付でユナイテッド計画株式会社（以下、「ユナイテッド計画」という。）との共同新設分割により千秋ホールディングス株式会社（以下、「千秋HD」という。）を設立すること（以下、「本会社分割」という。）、及びユナイテッド計画から千秋HDの株式を1,180株取得すること（以下、「本株式譲渡」という。）を決議しました。本会社分割により、千秋HDは、2017年7月7日に当社及びユナイテッド計画の保有するユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社（以下、「URE」という。）の全株式及びUREに係る契約上の地位及び権利義務を承継しました。本会社分割に際して、千秋HDは普通株式18,000株を発行し、当社に対し8,000株、ユナイテッド計画に対し10,000株を割当交付しました。その後、本株式譲渡により当社は同日に千秋HDの株式1,180株をユナイテッド計画から取得しました。本会社分割の結果、千秋HDはURE株式の69.2%を直接保有することになり、本株式譲渡の結果、当社は千秋HDの株式の51.0%を保有することとなりました。このため、千秋HDは当社の連結子会社となり、当社持分法適用関連会社だったUREは当社の連結子会社（孫会社）となりました（以下総称して、「本子会社化」という。）。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	事業の内容
千秋HD	バイオマス発電会社の持株会社
URE	バイオマス発電による電力販売事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社が本子会社化を行った主な理由は以下のとおりです。

- ① UREの運営・管理体制強化を通じて同社の業績向上に努めるため。
- ② 今後再生可能エネルギーの更なる導入が期待され、且つ当社が大規模洋上風力発電事業を計画する秋田県に対するコミットメントを高めるため。
- ③ 共同事業パートナーであるユナイテッド計画との連携を深化するため。
- ④ 当社の注力領域の一つであるバイオマス発電事業に係るノウハウを蓄積し、更なるバイオマス発電所の開発を行うため。

(3) 企業結合日

2017年7月7日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

千秋ホールディングス株式会社、ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社

(6) 取得した議決権比率

	千秋HD	URE
企業結合日直前に所有している議決権比率	—	30.8%
企業結合日に追加取得した議決権比率	51.0%	38.4%
取得後の議決権比率	51.0%	69.2%

(注) 1. UREに係る「企業結合日に追加取得した議決権比率」(38.4%)はユナイテッド計画が保有するURE株式を千秋HDに承継したことによるものです。

2. UREに係る「取得後の議決権比率」(69.2%)は千秋HDを介した間接保有によるものです。

3. 本株式譲渡後の当社のUREに対する実質持株比率は35.3%です。

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものです。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	94,802千円
取得原価		94,802千円

(注) 上記は千秋HDの株式1,180株をユナイテッド計画から取得したことに係る対価です。

3. 主要な取得関連費用の内訳及び金額

現時点では確定していません。

4. 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定していません。

5. 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定していません。

株主資本等変動計算書

(2016年6月1日から
2017年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						純資産 合計
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,660,250	1,638,873	1,638,873	1,852,371	1,852,371	5,151,494	5,151,494
当期変動額							
新株の発行	293,191	293,191	293,191			586,383	586,383
当期純利益				1,712,290	1,712,290	1,712,290	1,712,290
当期変動額合計	293,191	293,191	293,191	1,712,290	1,712,290	2,298,673	2,298,673
当期末残高	1,953,441	1,932,064	1,932,064	3,564,661	3,564,661	7,450,167	7,450,167

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
ただし、匿名組合出資金は個別法によっています。詳細は、「(5)③匿名組合出資金の会計処理」に記載しています。
- ② その他有価証券
時価のないもの 移動平均法による原価法
- ③ たな卸資産
仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ④ デリバティブ 時価法
ただし、金利スワップについて、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	3年～15年
工具、器具及び備品	2年～15年
車両運搬具	6年
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法を採用しています。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

投資損失引当金

投資に対する損失に備えるため、投資先の実情を勘案の上、必要と認められる額を計上しています。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しています。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっています。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理によっています。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

② 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

③ 匿名組合出資金の会計処理

匿名組合出資を行うに際して、匿名組合の財産の持分相当額を投資その他の資産の「その他の関係会社有価証券」として計上しています。匿名組合への出資時に当該資産科目に計上しています。

④ 連結納税制度の適用

当社は連結納税制度を適用しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

- ・前事業年度において、「リース資産」を「有形固定資産」に属する各科目に含めて表示していましたが、当事業年度より一括して「リース資産」として表示しています。
- ・前事業年度において、「商標権」を「無形固定資産」の「その他」に含めて表示していましたが、当事業年度より独立掲記する方法に変更しています。
- ・前事業年度において、「前受金」を流動負債の「その他」に含めて表示していましたが、当事業年度より独立掲記する方法に変更しています。

4. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 2016年3月28日)を当事業年度から適用しています。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

関係会社及び出資先の金融機関に対する借入金に対して担保に供している資産は次のとおりです。

関係会社株式	1,913,665千円
その他の関係会社有価証券	3,875,418千円
計	5,789,083千円

② 担保に係る債務

当社において上記担保に対応する債務はありませんが、関係会社における借入金56,585,400千円の担保に差し入れています。

(2) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し、株主サポート契約またはスポンサーサポート契約を差し入れています。

株式会社水郷潮来ソーラー	2,997,772千円
株式会社富津ソーラー	9,360,372千円
株式会社菊川石山ソーラー	2,156,000千円
株式会社菊川堀之内谷ソーラー	1,698,000千円
九重ソーラー匿名組合事業	6,470,022千円
那須塩原ソーラー匿名組合事業	6,550,000千円
大津ソーラー匿名組合事業	5,265,000千円
軽米西ソーラー匿名組合事業	7,560,000千円
ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社	9,422,033千円
合計	51,479,200千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりです。

① 短期金銭債権	269,316千円
② 短期金銭債務	4,830千円

(4) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、運転資金等の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しています。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,368,000千円
借入実行残高	1,008,000千円
借入未実行残高	360,000千円

(5) 財務制限条項

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金620,000千円（うち1年以内返済予定の長期借入金200,000千円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- ① 2014年5月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を前年同期比または2013年5月に終了する決算期の末日のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ② 2014年5月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の損益計算書において、経常損益を損失としないこと。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金360,000千円（うち1年以内返済予定の長期借入金80,000千円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- ① 各事業年度の決算期末日における単体の損益計算書において、経常損益を損失としないこと。
- ② 各事業年度の決算期末日における単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、前事業年度の決算期の末日又は2015年5月期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%未満としないこと。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金600,000千円（うち1年以内返済予定の長期借入金一千円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- ① 2017年5月期以降の各決算期の末日における連結の損益計算書に示される経常損益について、2期連続で経常損失を計上しないこと。
- ② 2017年5月期以降の各決算期の末日における連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、前年同期比又は2016年5月期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%未満としないこと。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金348,000千円（うち1年以内返済予定の長期借入金87,000千円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- ① 2015年5月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を2014年5月決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ② 2015年5月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金1,500,000千円（うち1年以内返済予定の長期借入金300,000千円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- ① 2017年5月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を直近の事業年度末日における株式会社レノバ単体の貸借対照表における純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ② 2017年5月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の損益計算書に示される経常損益について、2期連続で経常損失を計上しないこと。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金630,000千円（うち1年以内返済予定の長期借入金140,000千円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

- ① 2017年5月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の損益計算書において、以下のインタレストカバレッジレシオが1以下とならないこと。
インタレストカバレッジレシオ＝(営業利益+受取利息)／支払利息
- ② 2017年5月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の貸借対照表における総負債の金額が総資産の金額を上回らないこと。
- ③ 2017年5月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の損益計算書に示される当期純損益について、2期連続で当期純損失を計上しないこと。

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	2,424,188千円
売上原価	57,445千円
営業取引以外の取引高	520,501千円

(2) 事業整理損の内容

当事業年度において、一部の初期検討開発案件に関連して当社が計上している資産に対して、調査検討に伴い事業化の成功確度が相当程度低いと判断して、必要と認められる評価損や引当金を特別損失の事業整理損として計上しました。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

連結計算書類を作成しているため、記載を省略しています。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	40,019千円
賞与引当金	26,021千円
貸倒引当金	75,777千円
投資有価証券等評価損	192,367千円
その他	50,265千円
繰延税金資産小計	384,451千円
評価性引当額	△196,750千円
繰延税金資産合計	187,700千円
繰延税金負債	
匿名組合分配損益	△127,656千円
その他	△13,339千円
繰延税金負債合計	△140,996千円
繰延税金資産の純額	46,704千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社レノバ・ アセット・マネジ メント	所有 直接 100.0%	役員の兼任 再生可能エネルギー 発電事業に関する経 営運営支援	発電所管理業務 の委託	52,945	未払金	4,752
子会社	株式会社水郷潮来 ソーラー	所有 直接 68.0%	役員の兼任 太陽光発電事業の開 発に係る包括的な支 援	経営指導念書等 の差入れ(注1) (注5)及び担保 提供(注2)	2,997,772	—	—
子会社	株式会社富津ソー ラー	所有 直接 51.0%	役員の兼任 太陽光発電事業の開 発に係る包括的な支 援	経営指導念書等 の差入れ(注1) (注5)及び担保 提供(注2)	9,360,372	—	—
子会社	株式会社菊川石山 ソーラー	所有 直接 63.0%	太陽光発電事業の開 発に係る包括的な支 援	経営指導念書等 の差入れ(注1) (注5)及び担保 提供(注2)	2,156,000	—	—
子会社	株式会社菊川堀之 内谷ソーラー	所有 直接 61.0%	太陽光発電事業の開 発に係る包括的な支 援	経営指導念書等 の差入れ(注1) (注5)及び担保 提供(注2)	1,698,000	—	—
子会社	九重ソーラー匿名 組合事業	—	太陽光発電事業の開 発に係る包括的な支 援	経営指導念書等 の差入れ(注1) (注5)及び担保 提供(注2)	6,470,022	—	—
子会社	那須塩原ソーラー 匿名組合事業	—	太陽光発電事業の開 発に係る包括的な支 援	経営指導念書等 の差入れ(注1) (注5)及び担保 提供(注2)	6,550,000	—	—
子会社	大津ソーラー匿名 組合事業	—	太陽光発電事業の開 発に係る包括的な支 援	経営指導念書等 の差入れ(注1) (注5)及び担保 提供(注2)	5,265,000	—	—

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	瑞諾華股份有限公司	所有 直接 100.0%	役員の兼任 台湾における発電事業の開発に係る包括的な支援	増資の引受	521,200	—	—
関連会社	軽米西ソーラー匿名組合事業	—	太陽光発電事業の開発に係る包括的な支援	経営指導念書等の差入れ (注3) (注5) 及び担保提供 (注4)	7,560,000	—	—
				事業開発に関する業務委託 (注6) (注7)	—	売掛金	216,000
関連会社	軽米東ソーラー匿名組合事業	—	太陽光発電事業の開発に係る包括的な支援	担保提供 (注4)	5,106,200	—	—
				事業開発に関する業務委託 (注6) (注7)	1,750,000	—	—
				匿名組合への出資 (注8) (注9)	1,091,028	—	—
関連会社	ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社	所有 直接 30.8%	バイオマス発電事業の開発に係る包括的な支援	経営指導念書等の差入れ (注3) (注5) 及び担保提供 (注4)	9,422,033	—	—

- (注) 1. 子会社の銀行借入につき、株主サポート契約を行ったものです。
2. 子会社の銀行借入につき、担保提供を行ったものです。
3. 関連会社の銀行借入につき、スポンサーサポート契約を行ったものです。
4. 関連会社の銀行借入につき、担保提供を行ったものです。
5. 保証料の受領は行っていません。
6. 取引価格については、事業の規模や開発期間を考慮して、取引関係者との交渉の上決定しています。
7. 取引金額には、消費税等を含んでいません。期末残高には消費税等を含んでいます。
8. 当該匿名組合は、合同会社軽米東ソーラーを営業者とする匿名組合です。
9. 匿名組合契約書に基づき出資しています。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 405円27銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 96円49銭 |

(注) 1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益は、当事業年度に行いました株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しています。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

該当事項はありません。